居宅介護支援事業所 管理者 様

砺波地方介護保険組合 業務課

令和6年度居宅介護支援事業所の特定事業所集中減算の届出について

居宅介護支援事業所の特定事業所集中減算とは、正当な理由がなく、判定期間に作成されたケアプランに位置付けられている訪問介護サービス等のうち、同一のサービスに係る事業者によって提供されるものの占める割合が80%を超えた場合には、減算適用期間の全ての居宅介護支援費が1月につき200単位の減算となるものです。

つきましては、<u>対象サービスのうち、いずれかのサービスについて紹介率最高法人の割合が80%を超</u> <u>えた場合は、下記のとおり届出をお願いします。</u>また、超えていない場合でも、各事業所において、報告 書を5年間保存願います。

記

1 提出書類 別紙様式1 居宅介護支援における特定事業所集中減算報告書 砺波地方介護保険組合ホームページに掲載

(URL http://pci-area.tonami.toyama.jp)

※ホームページのトップ画面右下の介護サービス事業者向け情報に、居宅介護支援における特定事業所集中減算報告書を掲載しています。該当の様式をダウンロードのうえ、報告書類を作成ください。

- 2 提出先 砺波地方介護保険組合業務課 (〒939-1392 砺波市栄町7番3号)
- 3 提出期限 前期 令和6年9月17日(火) 後期 令和7年3月17日(月)

4 注意事項

- (1) 対象サービスは、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の4事業です。
- (2) 判定期間及び減算適用期間

前期 判定期間 3月1日から8月末日 減算適用期間 10月1日から3月31日 後期 判定期間 9月1日から2月末日 減算適用期間 4月1日から9月30日

(指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分)及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について(老企第36号)

〔事務担当〕砺波地方介護保険組合業務課

TEL 0763 (34) 8333

FAX 0763 (34) 8334